

「中小企業等協同組合法施行令」「中小企業団体の組織に関する法律施行令」が改正され、国土交通省における本法律に係る事務・権限は都道府県に移譲されました。

これまで関東地方整備局長宛の設立・定款変更認可申請書、決算関係書類提出書及び役員変更届出書等は、本年10月1日以降、貴事業協同組合等の主たる事務所が所在する都県知事宛に提出いただくこととなりますのでご注意ください。

■お問い合わせ先

電話番号

・茨城県 産業戦略部 中小企業課	029-301-3554
・栃木県 産業労働観光部 経営支援課	028-623-3173
・群馬県 産業経済部 経営支援課	027-226-3320
・埼玉県 産業労働部 産業労働政策課	048-830-3721
・千葉県 商工労働部 経済政策課 中小企業・団体支援室	043-223-2704
・東京都 産業労働局 商工部 調整課	03-5320-4759
・神奈川県 産業労働局 中小企業部 中小企業支援課	045-210-5553
・山梨県 産業労働部 産業政策課	055-223-1532
・長野県 産業労働部 産業政策課	026-235-7191